

大気汚染防止法施行令改正に伴う江別市公害防止条例施行規則の改正について

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第275号）が令和3年9月29日に公布され、ばい煙発生施設であるボイラーの規制規模要件から、伝熱面積要件が削除された。江別市公害防止条例施行規則では、ボイラーの規制規模要件を伝熱面積のみとしているが、法に準拠し、伝熱面積の要件を撤廃し、新たに燃焼能力を規制規模要件とする改正を行う。

1 大気汚染防止法施行令改正の経緯

国が掲げる2050年の脱炭素社会の実現に向け、内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検が行われた。その中で、バイオマスボイラーが、低発熱量の燃料であることから、他の燃料と同出力であるにもかかわらず、伝熱面積の要件により規制対象となりやすいため、見直しに関する要望が出された。

これを受け、環境省で作成したばい煙発生施設影響評価検討会報告書（令和3年3月）によると、現在は、技術革新により伝熱面積と排出ガス量の相関は弱くなっているが、燃焼能力と排出ガス量には強い相関があるとされ、規模要件として伝熱面積を用いることは必ずしも適切ではないと考えられ、一方で燃焼能力は規模要件の指標としてより適切なものであると考えられるとされたため、これを踏まえてボイラーの規模要件から伝熱面積を撤廃する措置が講じられた。

【大気汚染防止法施行令のボイラー規制規模要件改正内容】

旧	新
伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること

2 現在の規制規模要件

燃焼能力	伝熱面積		
	5㎡未満	5㎡以上10㎡未満	10㎡以上
重油換算50ℓ/h未満	—	市条例	大防法
重油換算50ℓ/h以上	大防法	大防法	大防法

3 江別市公害防止条例施行規則によるボイラー規制規模要件の改正内容

旧	新
伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のものに限る。	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満のものに限る。

4 大気汚染防止法施行令及び江別市公害防止条例施行規則一部改正後の届出要件

燃焼能力	対象となる届出
重油換算25ℓ/h未満	届出不要
重油換算25ℓ/h以上50ℓ/h未満	市条例
重油換算50ℓ/h以上	大防法

5 大気汚染防止法施行令及び市条例施行規則改正による影響

大防法施行令改正により、法の規制対象から外れるボイラー…現対象198基のうち7基（伝熱面積が10㎡以上で、燃焼能力が重油換算50ℓ/h以下のもの）

⇒燃焼能力が25ℓ/h以上のボイラー5基は、新たに市条例の規制となること、又、燃焼能力が25ℓ/h未満のボイラー2基は、規制対象外となることを通知予定。

江別市公害防止条例施行規則改正により、市条例の規制対象から外れるボイラー…現対象148基のうち49基

（燃焼能力が重油換算25ℓ/h以下のもの）

⇒市条例の規制対象外となることを通知予定。

※新たに市条例の規制対象となるボイラー（伝熱面積5㎡以下で燃焼能力が重油換算25ℓ以上50ℓ未満であるもの）については、市ホームページ等を通じ、届出について周知。